

夏目漱石

博士問題の成行

博士問題の成行

博士問題の成行（一）

博士事件についてその後の成行はなりゆきどうなったと仰おつしやるのですか。実はそれぎりどうもならないのです。福原君にも会いません。芳賀君はがなどから懇談を受けたこともありません。文部大臣は学位令によって学位を私に授与したにはしたが、もし辞退した時にはどうするという明めい文ぶんが同令に書いてないから、その場合には辞退を許す権能を有していないのだというのが、当局者としての福原

君の意見なのですか。なるほどそうもいわれるのでしよう。しかしそれではあたかも学位令に博士は辞することを得ずと明記したと同様の結果になるようですが、**実際**学位令には辞することを得ずともまた辞することを得**う**ともどつちとも書いていないのじやないですか（はなはだ不行届ふゆきとどきですがまだ学位令を調べていません。しかしたしかそういうふうに聞いています）。さてどつちとも書いてない以上は、辞し得うるとも辞し得ないとも自分に都合のよいように取る余地のあるものと解釈しても可よくはないでしようか。すると当局者が自己の威信ということ

に重きを置いて「辞することを得ず」と主張すれば、私のほうでは自己の意思を楯^{たて}として「辞辞することを得」と判断しても構わないことになりはしませんか。

またそれほど重大なものならば、万一を^{おもんばか}慮^{おもんばか}って（表向き学位令に書いてあるとおりを執行するまえに）、一応学位を授与せられる本人の意思を確かめるほうが、親切でもあり、またお互の便宜であつたように思われます。とにかくに当局者が栄誉と認められた学位を授与するくらいに本人ならば、その本人の意思というものも学位同様に重んじてよさそうに考えます。

私は当局者と争う気もなにもない。当局者もまた私を
圧迫するの簡はさらにないことと信じています。この際
直接福原君の立場としてははなはだ困られるだろうとは
思うけれども、明治もすでに五十年近くになってみれば、
政府で人工的に^{こしら}えられた学位が、そういつまでも学者に
勿体^{もつたい}ながらなければ政府の威信に関するというような
考えは、当局者だってそう鋭角的心に維持する必要もな
いでしよう。実は先例があるとかないとかいわれては、
少し迷惑するので、私は博士のうち^{すくな}に親友もありますし、
また敬愛している人も^{すくな}くないのですが、必ずしも彼

等諸君の轍わだちを追うて生活の行路こうろを行かねばならぬとま
では考えていないのであります。先例のとおりに学位を
受けろと言われるのは、前の電車と同じように、あとの
電車も食くい付っいて行かなければならないようで、まるで器
械として人から取扱われるような気がします。博士を辞
する私は、先例に照して見たら変人かもしれませんが、
だんく個人々々の自覚が日増に発展する人文の趨勢か
ら察すると、これからさきも私と同様に学位を断る人が
だいぶ出てくるだろうと思います。私が当局者に迷惑を
掛けるのははなはだお気の毒に思っているが、当局者も

またこれ等未来の学者の迷惑を諒りようとして、なるべくはその人々の自由意思どおり便宜な取計をされたいものと考えます。なおまた学位令に明記がないために、今回のような面倒が起るのならば、この面倒が再び起らないように、どうか御工夫を煩わずらわしいと思ひます。学位令のうちには学位褫奪ちだつの個条がありますが、授与と褫奪が定められていながら、辞退について一言もないのはちと変だと思われます。それじゃ学位をやるぞ、へい、学位を取上げるぞ、へい、というだけで、こっちはまるで玩具がんぐ同様に見做みなされているかの観があります。褫奪とい

う表面上不名誉を含んだものを、ぜひとも頂いたゞかなければ濟まんとすると、いつ火事になるか分らない油と薪を背負されたようなものになります。大臣が認めて不名誉の行為となすものが必ずしも私の認めて不名誉となすものと一致せぬかぎりは、いつ何時なんどきどんな不名誉な行為（大臣のしか認める）をあえてして褫奪うんぬんの不面目を来たさないともかぎらないからです。云々

（明治四四・三・七「東京朝日新聞」）

博士問題の成行（二）

二月二十一日に学位を辞退してから、二か月近くの今日に至るまで、当局者と余とはなんらの交渉もなく打過ぎた。ところが四月十一日に至って、余ははからずも上田万年、芳賀矢一はがやいち博士から好意的の訪問を受けた。二博士が余の意見を当局に伝えたる結果として、同日午後、余はまた福原専門学務局長の来訪を受けた。局長は余に文部省の意志を告げ、余はまた局長に余の所見を繰

返して、相互の見解の相互に異なるを遺憾とするむねを述べ合つて別れた。

翌十二日に至つて、福原局長は文部省の意志を公おおやけにするため、余に左の書簡を送つた。実は二か月前に、余が局長に差出した辞退の申し出に対する返事なのである。

「復啓。二月二十一日付づけをもつて、学位授与の儀御辞退相成あひなりたき趣お申出相成まをしいであひなり候さふらふところ、すでに発令済ずみにつき、いまさら御辞退の途みちもこれなく候あひだ御了知ごれうち相成りたく、大臣の命により、別紙学位記御返付ごへんぷかたが

たこの段申進め候^{そろ}。敬具」

余もまた余の所見を公けにするため、翌十三日付をもつて、下に掲^かぐる書面を福原局長に致した。

「拝啓 学位辞退の儀はすでに発令後の申出にかゝるゆえ、小生の希望どおり取計^{とりはか}らいかぬるむねの御返書を領し、再応のお答を致します。

小生は学位授与の御通知に接したるゆえに、辞退の儀を申し出^いでたのであります。それより以前に辞退する必要もなく、また辞退する能力もないものとお考えにならんことを希望致します。

学位令の解釈上、学位は辞退し得べしとの判断を下すべき余地あるにもかゝわらず、毫ごうも小生の意志を眼中に置くことなく、一いち函づに辞退し得ずと定められたる文部大臣に対し小生は不快の念を抱いだくものなることをこゝに言明致します。

文部大臣が文部大臣の意見として、小生を学位あるものと認めになるのは已やむを得ぬこととするも、小生は学位令の解釈上、小生の意思に逆さからつて、お受うけをする義務を有せざることをこゝに言明致します。

最後に小生は目下わが邦くににおける学問文芸の両界に通

ずる趨勢に鑒^{かん}みて、現今の博士制度の功少くして弊多きことを信ずる一人なることをこゝに言明致します。

右大臣にお伝えを願います。学位記は再応^{てもと}お手許まで御返付致します。敬具」

要するに文部大臣は授与を取り消さぬと言ひ、余は辞退を取り消さぬと言うだけである。世間が余の辞退を認むるか、または文部大臣の授与を認むるかは、世間の常識と、世間が学位令に向つて施す解釈によつて極まるのである。たゞし余は文部省のいかんと、世間のいかんとにかゝわらず、余自身の思いどおりに認むるの自由を有

しておる。

余が進んで文部省に取消を求めざるかぎり、また文部省が余に意志の屈従を強いざるかぎりは、この問題はこれより以上に纏まとまるはずがない。したがって落ち付かざるところに落ち着いて、歳月をこのまゝに流れてゆくかもしれない。解決のできぬように解釈された一種の事件として統一家、徹底家の心を悩ます例となるかも分らない。

博士制度は学問奨励の具として、政府から見れば有効に違いない。けれども一国の学者を挙げてことごとく博

士たらんがために学問をするといふような気風を養成したり、またはさよう思われるほどにも極端な傾向を帯びて、学者が行動するのは、国家から見ても弊害の多いのは知れている。余は博士制度を破壊しなければならんところまでは考えない。しかし博士でなければ学者でないように、世間を思わせるほど博士に価値を賦与ふよしたならば、学問は少数の博士の専有物となつて、僅わずかな学者的貴族が、学権を掌握し尺すに至るとともに、選に洩もれたる他はまったく一般から閑却されるの結果として、厭いとうべき弊害の続出せんことを余は切に憂うるものである。余は

この意味においてフランスにアカデミーのあることすらも快よく思っておらぬ。

したがって余の博士を辞退したのは徹頭徹尾主義の間の題である。この事件の成行を公けなりゆきにするとともに、余はこの一句だけを最後に付け加えておく。

(明治四四・四・一五)

日本文学電子図書館

博士問題の成行

著 者 夏目漱石

制作者 宮澤一郎

底 本 「漱石全集 第8巻」角川書店
昭和42年10月10日5版発行

日本文学電子図書館